

生活衛生関係営業及びビルメンテナンス業における製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律に基づく立入検査通知書及び証明書の交付に係る事務処理について

令和 8 年 3 月 17 日
健生衛発 0317 第 1 号

「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律違反事件関係事務処理要領」(厚生労働省発政総 0101 第 2 号) の第 8 の規定に基づき、同要領第 4 の 1 (2) ア (ア) に規定する製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 (以下「取適法」という。) 第 1 2 条第 3 項の規定に基づく立入検査を行う際の通知書の交付、及び同 (イ) に規定する取適法第 1 2 条第 4 項の証明書の交付の事務処理について次のとおり定める。

(立入検査通知書)

第 1 条 事務処理要領第 4 の 1 (2) ア (ア) の立入検査通知書の様式は、別記様式 1 (記載例のとおりとする。

2 立入検査通知書は、取適法第 1 2 条第 3 項の規定による立入検査をする職員において作成するものとする。

(立入検査証の発行の手続)

第 2 条 取適法第 1 2 条第 4 項の証明書 (以下「立入検査証」という。) の発行の手続は、厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 (以下「生活衛生課長」という。) が、立入検査証を発行すべき職員について、その氏名、生年月日、官職、所属、有効期限を明示して行う。

(立入検査証)

第 3 条 取適法第 1 2 条第 4 項の身分を示す証明書の様式は、別記様式 2 のとおりとする。

(立入検査証の保管及び交付)

第 4 条 立入検査証は、生活衛生課長又は生活衛生課長が指定する職員が保管するものとする。

2 立入検査証は、立入検査の都度、生活衛生課長が当該立入検査をする職員を指名して交付するものとする。

(立入検査証の返戻)

第5条 立入検査証は、立入検査の終了後、直ちに前条第1項の保管者に返戻しなければならない。

(立入検査証の取扱い上の注意)

第6条 立入検査証は、汚損し、紛失し、又は他人に貸与してはならない。

(立入検査証を汚損又は紛失した場合の届出)

第7条 立入検査証を汚損し、又は紛失した職員は、直ちにその経緯を記した書面をもってその旨を生活衛生課長に届け出なければならない。

(立入検査証の廃棄)

第8条 生活衛生課長は、立入検査証の発行を受けた職員が第4条第2項に規定する資格を喪失したとき、立入検査証が汚損したとき又は立入検査証の有効期間が経過したときは、速やかにこれを廃棄する手続を採らなければならない。

(立入検査証の発行、交付等の記録)

第9条 生活衛生課長は、立入検査証発行簿を備え、立入検査証の発行年月日、番号、氏名、廃棄年月日等の所要事項を記載しなければならない。

2 生活衛生課長は、立入検査証交付簿を備え、立入検査証ごとに別葉とし、交付年月日、返戻年月日等の所要事項を記載しなければならない。

3 前2項の帳簿の様式は、別記様式3及び別記様式4のとおりとする。

(立入検査証の無効の公告)

第10条 生活衛生課長は、立入検査証が紛失したときは、その無効を公告する手続を採らなければならない。

別記様式1（記載例）（第1条関係）

年 月 日

立入検査通知書

株式会社●●

代表取締役

殿

厚生労働省健康・生活衛生局
生活衛生課

（役職）

（ 公 印 省 略 ）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）第4条、第5条、及び第7条の規定に関し、第12条第3項の規定に基づく検査を行いますので、下記のとおり通知します。

なお、この検査は取適法第12条第3項の規定に基づくものであり、検査を拒み、妨げ、又は忌避したときは、取適法第15条及び第16条の規定により刑罰に処せられることがあります。

記

- 検査実施場所
株式会社●● 本社事業所
- 立入検査日
令和●年●月●日
- 問い合わせ先
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課

別記様式 2 (第 3 条関係)

(表)

<p>第 号</p> <p>立 入 検 査 証</p> <p>下記の者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第12条第3項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p>官職 氏名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日生</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長 印</p> <p style="text-align: center;">令和 年 月 日交付(2年有効)</p>	3 cm	<p>写 真</p> <p>貼 付</p>	3 cm	6 cm
8 cm				

※ 貼付する写真は、6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で3センチメートル四方の写真（画像による印刷でも可）を添付するものとする。

(裏)

<p>製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(抜粋)</p>
<p>第12条第3項</p> <p>製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第九条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p>
<p>第15条</p> <p>第十二条第一項から第三項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p>

別記様式 4 (第 9 条関係) 立入検査証交付簿

番号 _____ 氏名 _____ 廃棄年月日 _____

交 付 年月日	立入検査先	返 戻 年月日	備 考